

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会
給付事業実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、共済運営規程第33条第12項の定めにより、給付事業の実施にかかわる事項を定めるものであり、事業を滞りなく執り行うことを目的とする。

(対象事由)

第2条 対象事由は、下記の通りとする。

No	給付金の種類	内 容
1	死亡弔慰金	実父母、実子（妊娠12週以上の死産・流産を含む）、養父母・養子が亡くなった場合。
2	結婚祝金	入籍した場合。
3	出産祝金	子（妊娠12週以上の死産・流産を含む）が生まれた場合。多胎児の場合、子1人につき請求可。
4	卒業祝金	子が小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業又は修了した場合。
5	傷病見舞金	病気やケガにより、入院または自宅療養にて、連続して31日以上休業した場合。（公休、有給休暇等、休業種類を問わず）
6	災害見舞金	自然災害や火災により、居住する住宅等が被災した場合。 別に定める「災害見舞金 審査基準」による。
7	手術見舞金	（1）公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表（歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含む。）により、手術料の算定対象となる手術を受けた場合。 （2）入院料等の算定対象となる「短期滞在手術等基本料」の対象となる手術を受けた場合。 （3）労働者災害補償保険の適用を受けた場合。 ただし、以下に該当する手術は対象外とする。 ①傷の処理（創傷処理、デブリードマン） ②切開術（皮膚、鼓膜） ③骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 ④抜歯、インプラント義歯 ⑤異物除去（外耳、鼻腔内） ⑥鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜） ⑦魚の目・タコ切除術（鶏眼・胼胝切除術） ⑧神経ブロック注射 ⑨輸血料のみが算定される手術 ※造血幹細胞移植に用いる骨髄または末梢血幹細胞の提供を目的とする骨髄等の採取術は含める。 ⑩医療費明細書「手術」区分の点数が1,400点未満の場合

7	手術見舞金	※以下は公的医療保険制度対象外等の理由により、対象外とする。 ①診断や検査（生検、腹腔鏡検査、臓器穿刺など） ②美容整形手術 ③正常分娩による手術 ④人工妊娠中絶手術 ⑤視力矯正に伴う手術（レーシック等） ⑥歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除、インプラント治療等） ⑦自由診療全般
8	育児休業給付金	家族の育児のため、同一年度内に、合算して 31 日以上の育児休業を取得した場合。
9	介護休業給付金	家族の介護のため、同一年度内に、合算して 31 日以上の介護休業を取得した場合。
10	資格取得祝金	次の資格を取得した場合（資格の種類は問わない）。更新等は含めない。 ①社会福祉主事 ②社会福祉士 ③介護福祉士 ④保育士 ⑤介護支援専門員 ⑥精神保健福祉士 ⑦管理栄養士 ⑧言語聴覚士 ⑨理学療法士 ⑩作業療法士 ⑪看護師 ⑫調理師 ⑬幼稚園教諭 ⑭公認心理師 ⑮保健師 ⑯手話通訳士

（請求方法）

第 3 条 会員は、被共済職員の申し出により、共済会が定める給付金助成金請求書（第 15 号様式）に、下記の内容が確認できる添付書類（原本写）を添えて、事由発生日以降に請求する。

No.	事業名	内 容
1	死亡弔慰金	被共済職員との関係と、亡くなった日が確認できるもの 例) 亡くなった方の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は除籍全部事項証明書（除籍謄本）※、死胎火(埋)葬許可証 ※上記証明書（謄本）で被共済職員が記載されていない場合は、被共済職員の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を追加
2	結婚祝金	入籍日が確認できるもの 例) 戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
3	出産祝金	被共済職員との関係と、子の名前と出産日が確認できるもの又は、死産が確認できるもの 例) 出生届出済証明書付母子手帳又は戸籍謄本、死胎火(埋)葬許可証
4	卒業祝金	被共済職員との関係と、小学校、中学校の卒業、修了が証明できるもの 例) 卒業・修了証書、卒業・修了証明書のいずれかと、 世帯主名、世帯主との続柄が記載された住民票又は戸籍謄本
5	傷病見舞金	傷病名と休業期間が確認できるもの 例) 傷病手当金申請書（医師の証明付きのもの）又は診断書と出勤簿
6	災害見舞金	別に定める「災害見舞金 審査基準」による。
7	手術見舞金	手術の内容、手術した年月日が確認できるもの 例) 領収書と診療明細書

8	育児休業給付金	合算して 31 日以上の育児休業の取得が確認できる書類 例) 日本年金機構発行の育児休業等取得者確認通知書	
9	介護休業給付金	合算して 31 日以上の介護休業の取得が確認できる書類 例) 事業主発行の介護休業取扱通知書又は介護休業給付金支給申請書	
10	資格取得祝金	社会福祉主事	社会福祉法第 19 条による養成機関等の発行する社会福祉主事資格認定書の写
		社会福祉士	厚生労働大臣の交付する社会福祉士登録証の写
		介護福祉士	厚生労働大臣の交付する介護福祉士登録証の写
		保育士	都道府県知事の交付する保育士証の写
		介護支援専門員	都道府県知事の発行する介護専門員証の写
		精神保健福祉士	厚生労働大臣の交付する精神保健福祉士登録証の写
		管理栄養士	厚生労働大臣の交付する管理栄養士免許証の写
		言語聴覚士	厚生労働大臣の交付する言語聴覚士免許証の写
		理学療法士	厚生労働大臣の交付する理学療法士免許証の写
		作業療法士	厚生労働大臣の交付する作業療法士免許証の写
		看護師	厚生労働大臣の交付する看護師免許証の写
		調理師	都道府県知事の発行する調理師免許証の写
		幼稚園教諭	都道府県教育委員会が発行する幼稚園免許状の写
		公認心理師	厚生労働大臣の交付する公認心理師登録証の写
		保健師	厚生労働大臣の交付する保健師免許証の写
		手話通訳士	厚生労働大臣の交付する手話通訳士登録証の写

(送金)

第 4 条 共済会は、会員からの請求を受理し決定した際は書面で通知し、被共済職員の所属施設団体の登録口座へ送金する。

(変 更)

第 5 条 この要綱を変更する場合は、会長の決定による。

附 則

この要綱は、2024 年 12 月 23 日から施行する。

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会
助成事業実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、共済運営規程第36条第4項の定めにより、助成事業の実施にかかわる事項を定めるものであり、事業を滞りなく執り行うことを目的とする。

(対象事由)

第2条 対象事由は、下記の通りとする。

(1) 資格研修助成金

次の資格を取得した場合（資格の種類や級は問わない）。更新等は含めない。

- ①サービス管理責任者（同等の「児童発達支援管理責任者」を含む）
- ②知的障害援助専門員
- ③認定介護福祉士
- ④保健児童ソーシャルワーカー
- ⑤介護福祉士実務者研修
- ⑥主任介護支援専門員
- ⑦児童発達支援士
- ⑧社会福祉施設長資格
- ⑨社会福祉法人経営実務検定
- ⑩認定社会福祉士

(2) 健康管理助成金

病気の早期発見、治療または健康保持に資するため、全国健康保険協会（協会けんぽ）が設定する生活習慣病予防健診（一般健診及び付加健診）の内容に基づき、以下①～⑰の必須検査項目、⑱～⑳の任意検査項目を含む人間ドック等を受診した場合。

区分	検査項目
①問診・触診・身体測定	問診、計測（身長、体重、腹囲、BMI・標準体重）、胸部聴診・腹部触診
②視力・聴力測定	視力、聴力
③血圧測定	血圧（座位）
④尿検査	尿糖半定量、尿蛋白半定量、潜血、尿沈渣、血清クレアチニン（eGFR）
⑤便潜血反応検査	免疫便潜血反応
⑥血液一般検査	ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数、白血球数
⑦血糖検査	空腹時血糖、ヘモグロビン A1c、随時血糖のいずれかの項目実施で可
⑧尿酸検査	血清尿酸
⑨血液脂質検査	総コレステロール定量、中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
⑩肝機能検査	GOT（AST）、GPT（ALT）、 γ -GTP（ γ -GT）、ALP
⑪胸部レントゲン検査	胸部 X 線
⑫胃部レントゲン検査	胃部 X 線（胃内視鏡検査またはペプシノゲン検査で代替可）
⑬心電図検査	12 誘導心電図
⑭血液学的検査	血小板・血液像
⑬生化学的検査	総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、アミラーゼ
⑯腹部超音波検査	
⑰肺機能検査	努力肺活量、1 秒量・1 秒率
⑱眼底検査	
⑲婦人科検査	乳がん、子宮頸がん
⑳前立腺検査	

※医療機関によって区分、検査項目は異なる場合がある

2 健康管理助成金の検診料は、受診した人間ドック等の健診料（税込み）とし、前項 2 号以外の検査費用、文書料等は含めることができない。

3 健康管理助成金の第 1 項第 2 号の必須項目（①～⑰）のうち、以下の理由で同年度内に追加受診が難しい場合に限り、最大 2 項目を限度として免除とすることができる。ただし、検査当日の体調不良や、生理中などの理由は認めない。

- （1）医師の判断により受診できない検査がある場合
- （2）妊娠中、授乳中
- （3）持病や障がい等により定期的に医療機関で受診している場合

（請求方法）

第 3 条 それぞれの助成金は、以下のとおり申請する。

（1）資格研修助成金

会員は、被共済職員の申し出により、共済会が定める給付金助成金請求書（第 15 号様式）に、下記添付書類（原本写）を添えて、事由発生日以降に請求する。

資格名称	添付書類
サービス管理責任者 （同等の児童発達支援管理責任者を含む）	実践研修修了証書の写
知的障害援助専門員	知的障害援助専門員資格認定証の写
認定介護福祉士	修了証明書の写
保健児童ソーシャルワーカー	認定証の写
介護福祉士実務者研修	修了証明書の写
主任介護支援専門員	修了証明書の写
児童発達支援士	認定証の写
社会福祉施設長資格	修了証書の写
社会福祉法人経営実務検定	合格証書の写
認定社会福祉士	登録証の写

（2）健康管理助成金

会員は、健康管理助成金請求書（第 17 号様式）に検査実施証明書（第 17 号の 2 様式）を添付し、共済会へ請求する。第 2 条第 3 項に該当する免除対象項目がある場合は、医師による未受診項目記入欄の記入をもって適用する。

職場内で集団受診する場合には、検査実施証明書（第 17 号の 2 様式）を、受診者氏名、受診日、実施した健診内容と健診料が明記された医療機関発行の書類で代用することができる。

（送金）

第 4 条 共済会は、会員からの請求を受理し決定した際は書面で通知し、被共済職員の所属施設団体の登録口座へ送金する。

（変 更）

第 5 条 この要綱を変更する場合は、会長の決定による。

附 則

この要綱は、2024 年 12 月 23 日から施行する。